

公正価値ルール：投資企業に関する新しい要求事項

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

トーマツ IFRS センター・オブ・エクセレンス

要点

- 企業は、「投資企業」として適格である場合、その子会社を連結せず、子会社への投資を公正価値で測定する。
- 「投資企業」の定義を満たす規準の検討は、事実及び状況に基づきある程度の判断を要求する。
- これらの変更は、伝統的に投資型企業としてみなされる企業だけでなく他の企業に影響を及ぼすかもしれない。
- 投資企業についての新しい要求事項は、IFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」及びIAS第27号「個別財務諸表」への一連の変更を通じて発効する。
- 当該要求事項は、2014年1月1日以後開始する報告期間から遡及的に適用されることになる。

背景

国際会計基準審議会（IASB）は、連結プロジェクトの一部として、公正価値に基づき投資を測定し管理する企業（通常、「投資企業」と呼ばれる）に、IFRS第10号「連結財務諸表」の連結の要求事項からの救済措置を与えるべきであるかどうかを検討していた。そのような救済措置を付与する正当性は、一定の企業について、子会社に対する投資の公正価値に関する情報が、その個別の資産及び負債を連結するよりも有用であることによる（その場合に困難となるのは、そのような特定の「投資企業」を制限することである）。公開草案（ED）について受領したコメントを受けて、IASBは、投資企業に関する新しい要求事項を発効するために、IFRSsへの一連の改訂を公表した。当該要求事項は、特に「投資企業」の定義及びその適用に対し、EDで提案された要求事項からの重要な変更を含んでいる。新しい要求事項では、投資企業により支配されている企業に対する投資企業の所有持分は、連結ではなくIFRS第9号「金融商品」（又はIAS第39号「金融商品：分類と測定」）に従って、純損益を通じて公正価値で測定するもの（FVTPL）として会計処理されることになる。

一般的なモデル

要約

IFRS第10号の新しい要求事項は、企業が「投資企業」として適格かどうかを設定することに主に関係している。IFRS第10号は、定義に「数値基準（bright-line）」を設けず、「投資企業」の概念を満たす企業の「典型的な特徴（typical features）」を設定することを強調している。したがって、定義を適用する際に、判断を行使する必要がある。

企業が「投資企業」として適格となる場合、当該企業は、IFRS第10号の連結の規定に従って子会社を連結することを要求されないが、代わりに（IFRS第9号又は、当該基準書がまだ適用されていない場合には、IAS第39号に従って）FVTPLで投資先に対する投資を測定することが要求される。支配している投資先を連結する原則に対するこの例外の根拠は、投資企業により支配されている企業を連結することが、投資企業の財務諸表に報告される異なる投資との比較可能性を減少させるかもしれないこと、及び価値の変動が純損益に認識される投資先の投資の公正価値が、投資会社の財務諸表の利用者にとってより関連性のある情報を提供することにある。

「投資企業」の定義

連結に対する例外は、子会社を所有する企業の種類に基づく。「投資企業」として適格なためには、企業は以下が要求される。

- 投資者に専門的な投資管理サービスを提供する目的で、単一又は複数の投資者から資金を得る。
- その事業目的が、もっぱら資本増価、投資収益又はその双方からリターンを得るために資金を投資することであることを投資者に確約している。
- ほとんどすべての投資の業績を公正価値に基づいて測定し評価している。

定義を満たす企業は以下の「特徴」を有することが予想される。

- 複数の投資
- 複数の投資者
- 親会社又は投資マネジャーと関連のない投資者
- 資本又はパートナーシップ持分の形式をとる所有持分

IASBは、「企業が1つ又は複数の典型的な特徴を満たさない場合、企業が投資企業の定義を満たすかどうかを決定する際に、追加的な判断が要求されることを示している（IFRS第10号BC233項）」が、これは必ずしも定義が満たされないことを意味するものではないことに言及した。

定義における事業目的の要素を充足するにあたり、投資のタイムフレームの概念が重要となる。投資企業は、無期限にその投資を保有すべきではなく、実現のための出口戦略を有するべきである。出口戦略は、各投資について書面化する必要はないが、企業は、投資をイグジットする実質的なタイムフレームを含む、投資の異なる類型又はポートフォリオに関する異なる潜在的な戦略を識別しなければならない（IFRS第10号B85F項）。債券を満期まで保有することは（無期限に保有する可能性を有するものを除き）、出口戦略とみなすことができる。

資本増価及び/又は投資収益以外の便益の存在は、定義における事業目的の要素が満たされないことを示すかもしれない。そのような便益には、以下が含まれる。

- 投資先のプロセス、資産又はテクノロジーの取得、使用、交換又は開発
- 企業又は他のグループ・メンバーと投資先との間の共同支配の取決め又はその他の契約
- 企業の借入の契約の担保として提供するために、投資先より提供された金融保証又は資産
- 企業の投資先に対する所有持分を購入するために、企業の関連当事者により保有されるオプション
- 一般的な市場条件でない、又は投資先や企業の事業活動の実質的な部分を表さない、企業又は

他のグループ・メンバーと投資先との間の取引定義における公正価値の要素は、投資が公正価値に基づき測定され評価されることを要求する。すなわち、ほとんどすべての投資の業績を評価するにあたり、企業は投資者に公正価値情報を提供し、経営幹部は主要な基礎として公正価値情報を使用する。企業は、IAS第40号「投資不動産」、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」及びIFRS第9号「金融商品」で規定される公正価値を使用して、投資不動産、関連会社及び共同支配企業に対する投資及び金融資産をそれぞれ会計処理することを要求されるが、公正価値に基づき金融負債を測定し管理することは要求されない。

関連会社及び共同支配企業に対する投資

他の基準書に対する必然的な修正には、公開草案で提案されたIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に対する変更が含まれない。「投資企業」の規定は、投資がベンチャー・キャピタル企業、ミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト及び類似の企業（投資連動保険ファンドを含む）である企業に保有される場合、IAS第28号18項に従って公正価値でそのような投資を測定することを選択することにより達成される。

見解

関連会社及び共同支配企業に対する公正価値投資を選択しない場合、IFRS第10号の連結に対する例外は、その投資企業グループには利用できないことになる。

投資企業でない企業

投資企業でない企業は、投資企業である子会社を有していたとしても、連結からの救済措置は提供されず、IFRS第10号の一般的な要求事項が適用される。これは、投資企業でない親会社が、投資企業である子会社により支配されている企業を含むそのすべての子会社を連結することを意味する。

見解

銀行グループでは、「投資企業」として適格となる多くの子会社が存在するかもしれない。しかし、親会社自身が投資企業として適格となる可能性がないため、投資企業の地位は銀行グループにまで拡張されず、そのすべての子会社を連結する必要があるであろう。

IFRS第8号「事業セグメント」のもとでは、最高経営意思決定者（chief operating decision maker）に対する報告の基礎は、FVTPLで投資企業を会計処理することである場合、その報告はセグメント別報告の注記の目的上維持される可能性があることを留意すべきである。

本基準書は、また、投資関連サービスを提供する子会社を含む事業モデルを有する企業も（たとえそのサービスが彼らの活動の実質的な部分を構成するとしても）考慮する。この場合には、サービスを提供する子会社自身は連結されることが要求されるが、他の子会社は依然として公正価値で測定される。

見解

投資企業グループがサービスのみを提供する子会社を含む場合、グループにとって投資企業の取扱い（サービスのみを提供する子会社を連結する）が「罰（taint）」となることはない。連結に対する例外はその企業だけには利用できず、当該企業自身は連結されることになることを意味する。

開示（IFRS第12号の改訂）

投資企業に関する開示要求は、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」に規定される。投資企業は、投資企業の定義を満たしていることを決定する際に行った重大な判断及び仮定に関する情報を開示することが要求される。特に、(a) 投資企業であ

り、そのため支配している投資先を連結していないこと、及び (b) 企業が投資企業となるため、どのように定義及び典型的な特徴を満たしているか、また、それが1つ以上満たしていない場合には、特定の理由が挙げられる。企業が投資企業とみなされることを開始又は中止することは、当該変更に関する理由及び財務諸表上への影響の双方について要求される情報を開示するトリガーとなる。

投資企業は、投資企業に資金を移転することに対する重要な制限を含む、連結していない各子会社の詳細を提供することが要求される（例えば、投資企業（又は、その子会社）が、それを行う契約上の義務を有していないにもかかわらず、連結していない子会社に提供したあらゆる支援）。企業が支配する組成された企業に関する開示も、また、要求される。

経過措置及び発効日

投資企業の要求事項は遡及的に適用され、2014年1月1日以後開始する報告期間に発効される。早期適用は容認される。

米国会計基準とのコンバージェンス

IASB及びFASBは、「投資企業」に関する共同プロジェクトを実施し、提案の開発において、共同の審議が行われていたが、FASBは、投資企業に対する持分の測定に関するガイダンスを提供しないことを決定し、代わりに、投資企業が現行の業界実務を引き続き行うことを許容することを決定した。

以 上